

○志摩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月15日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 指定を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(選定基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の要件を満たす団体のうちから指定管理者の候補者を選定しなければならない。

- (1) 公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第5条 市長は、第3条の規定による申請がなかったとき若しくは前条各号のいずれにも該当するものがなかったとき又は当該公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために特に

必要があると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者を選定することができる。

- 2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ事業計画等について当該団体と協議し、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。
(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条第1項の規定により選定した団体を、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定しなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定したときは、速やかに告示し、その旨を当該団体に通知しなければならない。
(兼業の禁止)

第7条 法第92条の2、第142条(法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2及び第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の規定による協定で定める事項は、規則で定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公の施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、志摩市個人情報保護条例(平成16年志摩市条例第9号)第12条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。

(教育委員会の公の施設への適用)

第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合におい

ては、第2条から第13条までの規定及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び第8条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。